２０２４年度明治大学創立者記念経済支援奨学生募集要項

１　対象及び給付額

次のいずれかの事由に該当する学部に在籍する学生であって、経済的に困窮している者

【第１種】

両親のいない学部生で、自活している者　　年額３６万円

【第２種】

身体に障がいがある学部生　　年額２４万円

２　家計基準及び成績基準

(1)　主たる家計支持者（父母いずれか又は本人）の年収が、次の基準内であること。

給与世帯の上限所得（給与所得）⇒８４１万円

給与世帯以外の上限所得（収入－必要経費）⇒３５５万円

(2)　春学期までの修得単位数が、下表の学業成績基準単位数（卒業に必要な単位数に限る）を概ね修得していること。

	法	商※1	商※2	政	文※3	文※4	理	農	営※5	営※6	情コミ	国際日本	総合数理
1年	11	12	11	11	11	11	12	11	12	11	11	11	11
2年	33	35	32	32	33	32	35	32	35	32	32	32	32
3年	55	58	53	53	55	53	58	53	58	53	53	53	53
4年	77	81	74	74	77	74	81	74	81	74	74	74	74

※1　2022年度以前入学者　※2　2023年度以降入学者

※3　2023年度以前入学者　※4　2024年度以降入学者

※5　2020年度以前入学者　※6　2021年度以降入学者

３　給付期間及び採用回数

給付は当該年度限りです。ただし、標準修業年限内において、毎年度申請することができます。

４　申請方法

郵送受付（窓口で書類は受付できません）

郵送先：学生支援事務室奨学金係（駿河台キャンパス）

申請期間内に角形２号（Ａ４）サイズの封筒により、専用ラベルを貼り付け、必ず郵便局から特定記録で郵送してください。

※提出書類に不備があった場合又は虚偽記載があった場合は、申請を取り消します。

５　申請期間

２０２４年１０月２８日（月）～１０月３１日（木）（最終日当日消印有効）

※申請期間後の書類は一切受け付けません。

６　提出書類

<table>
<tr><th>第１種</th><th>第２種</th></tr>
<tr><td colspan="2">明治大学創立者記念経済支援奨学金申請書（様式１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">奨学金振込口座届（様式２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">最新の成績通知表（Oh-o！Meiji からダウンロードしたもの）</td></tr>
<tr><td>本人の所得証明書（コピー可）</td><td>父母両方の所得証明書（コピー可）
※　ひとり親の場合は、一方のみ</td></tr>
<tr><td>両親ともにいないことを証明できるもの（戸籍謄本等）</td><td>身体障がい者手帳（コピー）：障がい程度等級・障がい名掲載必須</td></tr>
<tr><td>住民票（同居家族の全員が記載されているもの）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>本人名義の健康保険証（両面コピー）</td></tr>
</table>

７　審査について

１次審査（書類審査）ののち、２次審査（面接審査）を行う場合があります。面接の日程は、面接を実施する応募者と個別に調整します。なお、面接は、授業の日程と重なる場合があります。

８　採用者発表

募集締め切りから１か月後を目安に**Oh-o!Meiji により配信します。**

９　奨学金振込

採用発表後、１か月後を目安に指定口座に振り込みます。

10　他奨学金との併給について

①　高等教育の修学支援制度に採用されていない場合
本奨学金と明治大学の給費型奨学金（明治大学特別給費奨学金・明治大学学業奨励給費奨学金を除く）は、授業料年額相当額を上限として併給可能です。

②　高等教育の修学支援制度に採用されている場合

<table>
<tr><th></th><th>第Ⅰ区分採用者
（２０２４年１０月時点）</th><th>第Ⅱ区分～第Ⅳ区分採用者
（２０２４年１０月時点）</th></tr>
<tr><td>２０２１年度以前入学者</td><td>本奨学金は、修学支援制度（授業料等減免）と合算して、授業料年額相当額を上限として併給可能</td><td rowspan="3">本奨学金は、修学支援制度（授業料等減免）と合算して、授業料年額相当額を上限として併給可能</td></tr>
<tr><td>２０２２年度入学者</td><td rowspan="3">本奨学金は受給不可</td></tr>
<tr><td>２０２３年度入学者</td></tr>
<tr><td>２０２４年度入学者</td><td>本奨学金は、２０万円を上限として併給可能</td></tr>
</table>

※　本年１０月１日を基準日として新たに高等教育の修学支援制度（授業料等減免）に採用され、かつ本奨学金に採用になった場合も、上表に基づき、本奨学金を返還していただきます。

11　注意事項

(1)　原級、在籍原級、休学、停学中の者は申請できません。また、採用後、当該年度内に休学、退学、除籍、学校処分となった場合及び提出書類に虚偽の記載があった場合、奨学金を返還していただきます。

(2)　外国人留学生の申請資格については、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

(3)　審査状況に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

以　上

お問い合わせ先
明治大学学生支援部学生支援事務室（奨学金係）
E-mail　scampus@mics.meiji.ac.jp